

平成27年(ワ)第34010号

平成28年(ワ)第9404号

マイナンバー(個人番号)利用差止等請求事件

原告 関口博ほか40名

被告 国

## 証拠説明書

(甲55～60号証)

2019年(平成31年)4月26日

東京地方裁判所民事第26部合議2係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 水 永 誠 二

同 瀬 川 宏 貴

同 出 口 か お り

同 小 峰 将 太 郎

甲 号 証	標 目 (原本・写しの別)	作成者	作成 年月日	立 証 趣 旨
55	意見書(「マイナンバー制度と『自己情報コントロール権』」)	原本 實原 隆志 (福岡大学 教授)	2019 年3月2 2日	自己情報コントロール権の憲法上の位置づけ、マイナンバー制度全体の憲法上の問題、マイナンバー法19条14号と施行令の憲法上の問題等

56	意見書（「番号制度」に対する意見書）	写し	原田富弘	2018年10月23日	マイナンバー違憲訴訟神奈川訴訟の証人が同訴訟での尋問に先立ち提出した意見書及びその添付資料（1～23）である。「番号制度の仕組みと問題点」等について意見を述べるものである。なお、本証は、上記神奈川訴訟において甲59号証として提出された証拠である。
57	証人原田富弘尋問用資料集	写し	弁護士小賀坂徹外	2019年3月5日	マイナンバー違憲訴訟神奈川訴訟において、証人原田富弘の証人尋問の際に証拠として示すために提出された証拠である。なお、本証は、上記神奈川訴訟において甲72号証として提出された証拠である。
58	証人調書（証人原田富弘）	写し	横浜地裁書記官		マイナンバー違憲訴訟神奈川訴訟における証人原田富弘の証人尋問調書である。番号制度の仕組みと問題点等を立証するために提出する。
59の1	意見書	写し	弁護士森田明	2018年12月11日	マイナンバー違憲訴訟神奈川訴訟の証人が同訴訟での尋問に先立ち提出した意見書である。 証人が地方自治体の個人情報保

					<p>護審議会等の委員を務めた経験を踏まえてマイナンバー制度の違憲性を論ずるものである。</p> <p>なお、本証は上記神奈川訴訟において甲65号証の1として提出された証拠である。</p>
59の2	論説 マイナンバー制度をめぐ る諸問題 (神奈川 ロージャーナル 11号抜粋)	写 し	同上	2018 年11月 1日	<p>マイナンバー制度の運用状況と 問題点等</p> <p>なお、本証はマイナンバー違憲 訴訟神奈川訴訟において甲65号 証の2として提出された証拠であ る。</p>
59の3	論文・意見書関係 資料集	写 し	同上	同上	<p>甲59の1に同じ。</p> <p>なお、本証は上記神奈川訴訟に おいて甲65号証の3として提出 された証拠である。</p>
59の4	意見書その2	写 し	同上	同上	<p>同上</p> <p>なお、本証は上記神奈川訴訟に おいて甲65号証の4として提出 された証拠である。</p>
甲60	証人調書	写 し	横浜地裁書 記官		<p>マイナンバー違憲訴訟神奈川訴 訟における証人森田明の証人尋問 調書である。</p> <p>地方公共団体における番号制度 の運用実態等から番号制により生</p>

					じている負担及び情報漏洩の危険性が否定できないこと等を立証するものである。
--	--	--	--	--	---------------------------------------